

## 平成 24 年度環境技術実証事業 VOC 等簡易測定技術分野 技術実証検討会 設置要綱（案）

### 1. 開催の目的

環境技術実証事業 VOC 簡易測定技術分野は、平成 21 年度に国負担体制として開始され、平成 23 年度より手数料徴収体制に移行し、平成 24 年度より対象とする技術の範囲を広げた「VOC 等簡易測定技術分野」として実施される。専門的知見に基づき実証試験を適切に実施するための検討・助言を行うことを目的とし、VOC 等簡易測定技術分野 技術実証検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### 2. 調査検討事項

- (1) 実証試験要領案の作成又は改定
- (2) 実証対象とする技術の選定
- (3) 実証試験計画の策定
- (4) 技術の実証（実証試験の実施等）
- (5) 実証試験結果報告書の作成
- (6) その他実証試験の適切な実施のために必要な事項

### 3. 組織等

- (1) 検討会は、検討員 10 名以内で構成する。
- (2) 検討会に座長を置く。
- (3) 座長は、検討会を総括する。
- (4) 検討員は、VOC 等簡易測定技術分野の実証試験に関連する学識経験者、有識者等から環境省の同意を得て公益社団法人 日本環境技術協会が委嘱する。
- (5) 検討員の委嘱期間は、公益社団法人 日本環境技術協会が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。
- (6) その他、必要に応じ環境技術実証事業に参画する者、利害関係者等をオブザーバー等として参加させることができることとする。

### 4. 審議内容等の公開等

本検討会は原則、公開で行うこととする。但し、公開することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は検討会を非公開にできるものとする。

### 5. 庶務

検討会の庶務は、環境省の同意を得て公益社団法人 日本環境技術協会において処理する。